

あきた

発行所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

印刷所 秋田市旭北錦町 3 番 50 号
株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

目 次

規 則

- 秋田市行政組織規則の一部を改正する規則（第12号）…………… 2
- 秋田市推進本部規則（第13号）…………… 2
- 秋田市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則（第14号）…………… 3

訓 令

- 秋田市公印規程の一部を改正する訓令（第 2 号）…………… 3
- 秋田市庁議規程の一部を改正する訓令（第 3 号）…………… 3
- 秋田市副市長事務分掌規程の一部を改正する訓令（第 4 号）…………… 3

上下水道局訓令

- 秋田市上下水道局職員被服貸与規程の一部を改正する訓令（第 2 号）…………… 3

告 示

- 出納員および現金取扱員の委任等について（120号）…………… 4
- 一般廃棄物処理手数料の徴収事務の委託について（第121号）…………… 7
- 空きびん・空き缶等の単価契約・引渡し事務の委託について（第122号）…………… 7
- 令和 3 年度固定資産の価格等の固定資産課税台帳への登録について（第123号）…………… 7
- 指定代理納付者の指定について（第124号）…………… 7
- 秋田市ふるさと応援寄附金の収納事務の委託について（第125号）…………… 7
- 指定代理納付者の指定の変更について（第126号）…………… 8
- 指定代理納付者の指定の変更について（第127号）…………… 8
- 指定代理納付者の指定の変更について（第128号）…………… 8
- 特定教育・保育施設の確認について（第129号）…………… 8
- 特定教育・保育施設および特定地域型保育事業者の確認の辞退について（第130号）…………… 8
- 特定子ども・子育て支援施設等の確認について（第131号）…………… 9
- 特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について（第132号）…………… 9
- 公の施設に係る指定管理者の告示事項の変更について（第133号）…………… 9
- 指定居宅サービス事業者および指定地域密着型サービス事業者の指定について（第134号）…………… 10
- 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者およ

- び指定居宅介護支援事業者の廃止について（第135号）…………… 10
- 令和 2 年度後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達について（第136号）…………… 10
- 身体障害者福祉法による医師の指定辞退について（第137号）…………… 10
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第138号）…………… 10
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第139号）…………… 10
- 担保権設定等財産に係る差押通知書の公示送達について（第140号）…………… 11
- 秋田市議会臨時会の招集について（第141号）…………… 11
- 自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について（第142号）…………… 11
- 令和 2 年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第 143号）…………… 11
- 出納員および現金取扱員の委任等について（第144号）…………… 11
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第145号）…………… 11
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第146号）…………… 12
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第147号）…………… 12
- 令和 3 年 4 月秋田市議会臨時会において議決を経た予算およびその要領について（第148号）…………… 12
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第149号）…………… 13
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第150号）…………… 13
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第151号）…………… 13
- 介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定および変更について（第152号）…………… 13
- 医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定、再開および廃止について（第153号）…………… 14
- 医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者の廃止について（第154号）…………… 14
- 道路の区域変更および供用開始について（第155号）…………… 14
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第156号）…………… 14
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第157号）…………… 14
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第158号）…………… 15
- 秋田市議会臨時会の招集について（第159号）…………… 15
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第160号）…………… 15
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第161号）…………… 15
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第162号）…………… 15

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第 7 号）…………… 16

○教育委員会臨時会の招集について（第8号）……………16

選 管 告 示

○令和3年4月4日執行の秋田市長選挙において当選した者の住所および氏名について（第36号）……………16

○秋田市議会議員補欠選挙において当選した者の住所および氏名について（第37号）……………16

農 委 告 示

○農業委員会総会の招集について（第4号）……………16

上下水道局告示

○指定給水装置工事事業者の廃止について（第5号）……………16

○指定排水設備工事事業者の廃止について（第6号）……………16

○下水道使用料納入通知書の公示送達について（第7号）……………16

公 告

○予防接種法に基づき実施する令和3年度のジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、H i b感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B型肝炎、ロタウイルス感染症、インフルエンザおよび高齢者の肺炎球菌感染症の定期予防接種について……………17

○放置自転車等の撤去および保管について……………21

○許可した開発行為に関する工事の完了について……………21

○秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理審議会の委員の選挙期日および選挙人名簿について……………21

○農用地利用集積計画の策定について……………22

○要件付一般競争入札の実施について……………22

○要件付一般競争入札の実施について……………23

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について……………23

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について……………24

上下水道局公告

○浄化槽処理促進区域の指定について……………25

規 則

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年4月15日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第12号

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市行政組織規則（昭和56年秋田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第24条の2を次のように改める。

（まちづくり戦略室）

第24条の2 外旭川地区における先端技術を活用したまちづくり等に関する事務を処理するため、まちづくり戦略室を設置する。

2 前項のまちづくり戦略室は、企画財政部に所属する機関とし、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 外旭川地区における先端技術を活用したまちづくり等の総

合的な推進に関すること。

(2) 室の予算経理に関すること。

附 則

この規則は、令和3年5月1日から施行する。

秋田市推進本部規則をここに公布する。

令和3年4月15日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第13号

秋田市推進本部規則

（設置）

第1条 秋田市部設置条例（昭和56年秋田市条例第17号）第2条の規定に基づき、次に掲げる推進本部を設置する。

(1) デジタル化推進本部

（分掌事務）

第2条 推進本部の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。デジタル化推進本部

(1) 秋田市デジタル化推進計画の策定、推進および総合調整に関すること。

(2) 行政手続のオンライン化の推進および総合調整に関すること。

(3) デジタル技術の活用に係る関係部局に対する技術的支援に関すること。

(4) デジタル技術を活用した業務改革の企画、推進および総合調整に関すること。

(5) 個人番号カードの活用に関すること。

(6) デジタル技術の利用の機会又は活用のための能力における格差の是正に関すること。

(7) 官民データの活用に関すること。

(8) 行政情報ネットワークおよびグループウェアの活用の方針に関すること。

(9) 地域情報化の方針に関すること。

(10) デジタル化に係る人材の育成の企画および推進に関すること。

(11) 前各号に掲げるもののほか、デジタル化の推進のために必要な施策の計画立案および総合調整に関すること。

(12) デジタル化推進本部の予算経理に関すること。

（職員の職）

第3条 推進本部に、本部長および副本部長を置く。

2 前項に定めるもののほか、推進本部に、必要に応じて、参事、副参事、主席主査、主査、主任、主事、技師その他の職を置くことができる。

（職務）

第4条 本部長は、上司の命を受け、推進本部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 副本部長は、上司の命を受け、所管の事務を掌理する。

（事務の決裁）

第5条 本部長は、秋田市事務決裁規程（昭和35年秋田市訓令第10号。以下「事務決裁規程」という。）第10条に規定する部長共通専決事項を専決する。

2 副本部長は、事務決裁規程第11条に規定する課長共通専決事項を専決する。

3 副本部長が複数ある場合は、前項の規定による専決は、本部長があらかじめ定める副本部長が行うものとする。

4 前3項に定めるもののほか、事務の決裁については、事務決

裁規程の例による。
(事務の分担等)

第6条 この規則に定めるもののほか、推進本部の事務の分担、職員の職務等については、秋田市政組織規則（昭和56年秋田市規則第18号）の例による。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年5月1日から施行する。

秋田市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月15日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第14号

秋田市職員安全衛生管理規則の一部を改正する規則

秋田市職員安全衛生管理規則（昭和63年秋田市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第47条第1項の表第3号（東京事務所に係る部分に限る。）」を「第47条第1項の表第4号」に、「および第12号に掲げる職の者」を「（新屋ガラス工房に係る部分に限る。）および第12号（新屋ガラス工房に係る部分を除く。）に掲げる職の者、秋田市推進本部規則（令和3年秋田市規則第13号）第3条第1項に規定する本部長」に改める。

附 則

この規則は、令和3年5月1日から施行する。

訓 令

秋田市訓令第2号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年4月15日

秋田市長 穂 積 志

秋田市公印規程の一部を改正する訓令

秋田市公印規程（昭和32年秋田市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

別表の表中第45号を第46号とし、第32号から第44号までを1号ずつ繰り下げ、第31号の次に次のように加える。

③2	推進本 部長印	てん書	方 16 ミ リ メー ト ル	木印	推進本部 長 名 を もって発 する文書	推進本 部長	1
----	------------	-----	--------------------------	----	-------------------------------	-----------	---

別表の公印のひな形中(45)を(46)とし、(32)から(44)までを(33)から(45)までとし、

「^{③1} 秋 田 市
危機管理監
之 印」

を

「^{③1} 秋 田 市
危機管理監
之 印

」

「^{③2} 秋 田 市 ○
○ 推 進 本
部 長 之 印」

に改める。

附 則

この訓令は、令和3年5月1日から施行する。

秋田市訓令第3号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市庁議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年4月15日

秋田市長 穂 積 志

秋田市庁議規程の一部を改正する訓令

秋田市庁議規程（平成23年秋田市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「都市整備部長」の次に「、デジタル化推進本部長」を加える。

附 則

この訓令は、令和3年5月1日から施行する。

秋田市訓令第4号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市副市長事務分掌規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年4月15日

秋田市長 穂 積 志

秋田市副市長事務分掌規程の一部を改正する訓令

秋田市副市長事務分掌規程（平成14年秋田市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「産業振興部」の次に「、デジタル化推進本部」を加える。

附 則

この訓令は、令和3年5月1日から施行する。

上下水道局訓令

秋田市上下水道局訓令第2号

上 下 水 道 局
関 係 各 所

秋田市上下水道局職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年4月12日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

秋田市上下水道局職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

秋田市上下水道局職員被服貸与規程（昭和31年秋田市水道ガス局訓令第9号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第5条関係）

被貸与者範囲		総務課の職員および女性主事職員		お客様センターおよび給排水課の職員（女性主事職員を除く。）		左記以外の職員	
		外勤の職員	外勤の職員以外の職員	外勤の職員	外勤の職員以外の職員	現場の監督・作業に従事する職員	現場の監督・作業に従事する職員以外の職員
貸与品目							
作業服	上	4 (1)	4 (1)	3 ※(1)	3 ※(1)	3 ※(1)	3 ※(1)
	下	4 (1)	4 (1)	3 ※(1)	3 ※(1)	3 ※(1)	3 ※(1)
	長袖シャツ	4 (1)	4 (1)	3 ※(1)	3 ※(1)	3 ※(1)	3 ※(1)
	半袖シャツ	4 (1)	4 (1)	2 ※(1)	2 ※(1)	2 (2)	2 (2)
	夏用下	4 (1)	4 (1)	2 ※(1)	2 ※(1)	2 ※(1)	2 ※(1)
雨衣上下				3 (1)	3 (1)	3 (1)	3 (1)
防寒衣	上	4 (1)	4 (1)	3 (1)	3 (1)	3 (1)	3 (1)
	下	4 (1)		3 (1)	3 (1)	3 (1)	3 (1)
安全靴						3 (1)	
ゴム長靴		5 (1)	5 (1)	2 (1)	2 (1)	2 (1)	2 (1)
防寒長靴				3 (1)		3 (1)	3 (1)
ズック靴		5 (1)	5 (1)	1 (1)	1 (1)	2 (1)	1 (1)
帽子		5 (1)	5 (1)	4 (1)	4 (1)	4 (1)	4 (1)

備考

- この表において「女性主事職員」とは、細職名が秋田市上下水道局職員の細職名に関する規程（平成4年秋田市水道事業管理規程第7号）第2条第1号に規定する主事である女性職員をいう。
- 数字は年数、（ ）内は数量を表す。
- 新たに職員となった者については、職員となった初年度に限り、※印のある欄に係る数量を2とする。
- 貸与品目のうち作業服の下については、職員の申出により、その種類を選択できる。
- 管理者が業務の性質上必要と認める場合は、貸与品目のうち当該貸与品目と同等以下のものを当該貸与品目の代わりに貸与することができる。この場合に貸与する被服の数量および期間については、別に定める。

附 則

（施行期日）

- この訓令は、公布の日から施行し、改正後の秋田市上下水道局職員被服貸与規程（次項において「改正後の訓令」という。）の規定は、令和3年4月1日から適用する。

（経過措置）

- この訓令の施行の際現に貸与を受けている被服のうち、改正後の訓令の規定によっても貸与を受けることとなるものについては、改正後の訓令の規定により貸与を受けたものとみなす。
- 前項の被服の貸与期間は、改正前の秋田市上下水道局職員被服貸与規程の規定により貸与された時から計算する。

告 示

秋田市告示第120号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げるものについては、それぞれ当該左欄に掲げる課所室に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

令和3年4月1日

秋田市長 穂 積 志

課所室名	委任事務
文書法制課	「秋田市史」その他書籍頒布料等の収納に関する事務ならびに情報公開・個人情報保護および特定歴史公文書等の利用に関する費用の徴収についての事務
財産管理活用課	財産管理活用課において取り扱う財産売却収入および財産貸付収入金の収納に関する事務。市庁舎の公衆電話使用料の収納に関する事務。市庁舎内において拾得した金銭に係る返還金の収納に関する事務
市民税課	市民税課および資産税課で取り扱う諸証明書交付手数料および納税証明書交付手数料の収納に関する事務。市民税課で取り扱う標識弁償金の収納に関する事務。市民税課および資産税課で取り扱う釣銭の出納保管に関する事務。入札保証金および契約保証金の出納に関する事務
資産税課	資産税課で取り扱う諸証明書交付手数料および納税証明書交付手数料の収納に関する事務
納税課	市税、本市において徴収すべき県民税、国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。市税その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金に関する事務
特別滞納整理課	市税、本市において徴収すべき県民税、国民健康保険税、公課およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。市税その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金に関する事務
地籍調査室	都市再生街区公共基準点謄本交付手数料の収納に関する事務
観光振興課	秋田市雄和高尾山レクリエーション施設の公衆電話使用料の収納に関する事務
大森山動物園	大森山動物園の入園料、図録頒布収入、餌やり体験収入および寄附金の収納に関する事務
秋田城跡歴史資料館	秋田城跡歴史資料館の観覧料の収納に関する事務。図書頒布等収入および釣銭の出納保管に関する事務
千秋美術館	美術館観覧料および図録頒布収入の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
赤れんが郷土館	赤れんが郷土館観覧料、図録頒布収入、資料頒布収入および公衆電話使用料の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
民俗芸能伝承館	民俗芸能伝承館観覧料、使用料、旧金子家住宅使用料および資料頒布収入の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
佐竹史料館	佐竹史料館、久保田城御櫓橋、旧黒澤家住宅および如斯亭庭園の観覧料の収納に関する事務。図録頒布等収入および望遠鏡利用収入の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
文化会館	文化会館使用料、公衆電話使用料、複写機等使用料および釣銭の出納保管に関する事務
スポーツ振興課	市立体育館、附属地の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務。八橋運動公園内の施設および附属地の使用料の収納に関する事務。北野田公園体育施設および附属地の使用料の収納に関する事務。市営運動場および公衆電話使用料の収納に関する事務
生活総務課	地縁による団体の証明手数料の収納に関する事務。市営墓地管理手数料の収納に関する事務。市営墓地使用許可証の再交付手数料の収納に関する事務。斎場公衆電話使用料の収納に関する事務。斎場におけるさい銭の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
市民課	戸籍諸手数料、住民基本台帳関係諸手数料、印鑑証明手数料、印鑑登録証交付手数料、自動車臨時運行許可手数料、電子証明書発行手数料その他市民課所管に係る証明手数料の収納に関する事務。前納に係る斎場使用料の収納に関する事務。郵便請求による金券の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
国保年金課	国民健康保険税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。市税その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。国民健康保険診療報酬の不当利得および第三者行為に係る収入金の収納に関する事務
後期高齢医療課	本市において徴収すべき後期高齢者医療保険料およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務
駅東サービスセンター	各種証明書交付手数料および市税等の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
市民相談センター	計量検査手数料の収納に関する事務
北部市民サービスセンター	北部市民サービスセンターにおいて取り扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。報償費に関する事務
西部市民サービスセンター	税、手数料、使用料その他の市の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。総務使用料の収納に関する事務。いきいき長寿祝い事業の報償費に関する事務

新屋ガラス工房	新屋ガラス工房使用料、ガラス作品等売払収入、作品売払分配金、制作体験料収入および光熱水費等利用収入の収納に関する事務。釣銭の収納保管に関する事務
河辺市民サービスセンター	河辺市民サービスセンターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳出外現金の収納に関する事務。釣銭の収納保管に関する事務。いきいき長寿祝い事業の報償費に関する事務
雄和市民サービスセンター	雄和市民サービスセンターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。釣銭の収納保管に関する事務。いきいき長寿祝い事業の報償費に関する事務
南部市民サービスセンター	南部市民サービスセンターにおいて取り扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。釣銭の収納保管に関する事務。報償費に関する事務
東部市民サービスセンター	東部市民サービスセンターにおいて取り扱う総務使用料、交付手数料および諸収入の収納に関する事務。いきいき長寿業務に係る報償費に関する事務
中央市民サービスセンター	中央市民サービスセンターにおいて取り扱う総務使用料、複写機使用料等の収納および釣銭の収納保管に関する事務。いきいき長寿祝い事業報償費に関する事務
岩見三内連絡所	岩見三内連絡所において取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納に関する事務。釣銭の収納保管に関する事務
大正寺連絡所	大正寺連絡所において取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納に関する事務。釣銭の収納保管に関する事務
福祉総務課	老人福祉センターおよび河辺総合福祉交流センターの公衆電話利用料の収納に関する事務
障がい福祉課	福祉医療費の第三者行為、不当利得、不正利得および高額療養費の収納に関する事務
長寿福祉課	高齢者住宅整備資金貸付元金、老人保護費負担金および生活支援ハウス利用収入の収納ならびに報償費に関する事務
保護第一課	有価証券の収納保管に関する事務。行旅人の旅費等に関する事務
保護第二課	有価証券の収納保管に関する事務。行旅人の旅費等に関する事務
介護保険課	介護保険料および滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の収納保管その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務
保健予防課	入札保証金等の収納に関する事務
衛生検査課	抑留犬の返還に関する費用および抑留犬の飼養管理費の徴収に関する事務。釣銭の収納保管に関する事務
子ども総務課	母子寡婦家庭住宅整備資金貸付元金、母子父子寡婦福祉資金貸付元金、母子父子寡婦福祉資金貸付金返還金、母子父子寡婦福祉資金貸付金違約金、助産施設保護費負担金、母子生活支援施設保護費負担金、児童手当の返還金、児童扶養手当の返還金および医療給付費返還金の収納に関する事務
子ども育成課	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務。保育料および滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。各保育所の保育料および電話使用料の収納に関する事務
環境総務課	事業系ごみ処理手数料、家庭ごみ処理手数料、廃棄物処理業等手数料およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務
総合環境センター	総合環境センター所管施設内において拾得した金銭の収納に関する事務
環境都市推進課	粗大ごみ収集運搬処理手数料および粗大ごみ用証紙収納保管に関する事務
産業企画課	産業企画課における諸証明手数料の収納に関する事務。農林水産施設および園芸振興センター内の6次産業化加工研修室の使用料の収納に関する事務
農業農村振興課	農業農村振興課における諸証明手数料の収納に関する事務
市場管理室	秋田市中央卸売市場および秋田市公設地方卸売市場の使用料等の収納に関する事務
園芸振興センター	加工研修室の使用料の収納に関する事務。直売イベントにおける生産物の売払収入の収納および釣銭の収納保管に関する事務
建設総務課	入札保証金の収納に関する事務
公園課	公園地使用料および千秋公園駐車場使用料の収納に関する事務。太平山リゾート公園における公衆電話使用料の収納に関する事務。寄附金（千秋公園さくらファン）の収納に関する事務。秋操近隣公園テニスコート使用料の収納に関する事務
都市総務課	都市整備部に係る諸証明手数料（住宅整備課を除く。）および入札保証金の収納に関する事務。土地売払収入の徴収に関する事務。釣銭の収納保管に関する事務
都市計画課	都市計画図等売払収入および屋外広告物等申請手数料の収納、屋外広告業登録申請手数料の収納ならびに開発許可等申請手数料の収納に関する事務
建築指導課	建築確認申請手数料等の収納に関する事務
住宅整備課	住宅使用料、分譲住宅敷地転貸料、駐車場使用料および諸証明手数料の収納に関する事務

会計課	有価証券の出納保管に関する事務
農業委員会事務局	農業手数料および諸証明手数料の収納に関する事務
教育委員会総務課	公衆電話使用料の収納に関する事務
学事課	学校給食費の収納および入札保証金の収納に関する事務
学校教育課	有価証券の出納保管に関する事務
生涯学習室	入札保証金の収納に関する事務
太平山自然学習センター	太平山自然学習センター使用料および電話利用収入の収納に関する事務ならびに釣銭の出納保管に関する事務
中央図書館明徳館	中央図書館明徳館の公衆電話利用料、複写機利用料およびマイクロフィルム複写代金の収納に関する事務
土崎図書館	土崎図書館の複写機利用料の収納に関する事務
新屋図書館	新屋図書館の公衆電話使用料の収納に関する事務。新屋図書館のマイクロフィルム複写代金の収納に関する事務。新屋図書館の複写機利用代金の収納に関する事務
秋田商業高等学校	秋田市立秋田商業高等学校の授業料、入学検定料および入学金の収納に関する事務。公衆電話使用料の収納に関する事務
御所野学院高等学校	秋田市立御所野学院高等学校の授業料および入学金の収納に関する事務。秋田市立御所野学院高等学校の公衆電話使用料の収納に関する事務
美術大学附属高等学院	秋田公立美術大学附属高等学院の授業料、入学検定料および入学金の収納に関する事務

秋田市告示第121号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理手数料の徴収事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月1日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託人の住所および氏名
秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1
公益財団法人秋田市総合振興公社
理事長 菅 原 真
- 2 委託の期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

秋田市告示第122号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、空きびん・空き缶等の単価契約・引渡し事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月1日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託人の住所および氏名
秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1
公益財団法人秋田市総合振興公社
理事長 菅 原 真
- 2 委託の期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

秋田市告示第123号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）第410条第1項の規定によって決定した令和3年度固定資産の価格等のすべてを固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月1日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第124号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者の指定について、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第43条の2第1項の規定に基づき、次の者を指定代理納付者に指定したので、同規則第43条の2第2項の規定により告示する。

令和3年4月1日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定代理納付者に納付させる歳入
秋田市ふるさと応援寄附金（インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）
- 2 指定代理納付者の名称、所在地および指定した年月日

名 称	所 在 地	指定した年月日
株式会社アイモ パイル	東京都渋谷区桜丘町22-14 N.E.S.ビルN棟2階	令和3年 4月1日

秋田市告示第125号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、下記の者に収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年4月1日

秋田市長 穂 積 志

- 1 収納事務を委託した歳入
秋田市ふるさと応援寄附金
- 2 委託を受けた者の名称、所在地および委託期間

名 称	所 在 地	委託期間
株式会社トラ ストバンク	東京都渋谷区渋谷二 丁目24番12号	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
株式会社エス ツー	秋田市中通三丁目3 番10号 秋田スカイ プラザ7F	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
株式会社さと ふる	東京都中央区京橋二 丁目2番1号	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川 1-14-1 楽天クリムゾンハウス	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
株式会社アイモバイル	東京都渋谷区桜丘町 22-14 N.E.S.ビル N棟2階	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

秋田市告示第126号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者の指定について、告示した事項に変更があったので、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第43条の2第2項の規定により告示する。

令和3年4月1日

秋田市長 穂 積 志

- 指定代理納付者の名称および所在地
株式会社 DG フィナンシャルテクノロジー
東京都渋谷区恵比寿南3-5-7 デジタルゲートビル
- 指定代理納付者に納付させる歳入
秋田市ふるさと応援寄附金（インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）
- 指定代理納付者を指定した年月日
令和2年10月16日
- 変更があった事項およびその内容
指定代理納付者の名称
変更前 ベリトランス株式会社
変更後 株式会社 DG フィナンシャルテクノロジー
- 変更年月日
令和3年4月1日

秋田市告示第127号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者の指定について、告示した事項に変更があったので、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第43条の2第2項の規定により告示する。

令和3年4月1日

秋田市長 穂 積 志

- 指定代理納付者の名称および所在地
楽天グループ株式会社
東京都世田谷区玉川1-14-1 楽天クリムゾンハウス
- 指定代理納付者に納付させる歳入
秋田市ふるさと応援寄附金（インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）
- 指定代理納付者を指定した年月日
令和元年11月14日
- 変更があった事項およびその内容
指定代理納付者の名称
変更前 楽天株式会社
変更後 楽天グループ株式会社
- 変更年月日
令和3年4月1日

秋田市告示第128号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者の指定について、告示した事項に変更があったので、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第43条の

2第2項の規定により告示する。

令和3年4月1日

秋田市長 穂 積 志

- 指定代理納付者の名称および所在地
株式会社トラストバンク
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
- 指定代理納付者に納付させる歳入
秋田市ふるさと応援寄附金（インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）
- 指定代理納付者を指定した年月日
令和2年4月1日
- 変更があった事項およびその内容
指定代理納付者の所在地
変更前 東京都目黒区青葉台三丁目6番28号
変更後 東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
- 変更年月日
令和3年2月1日

秋田市告示第129号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定に基づき、特定教育・保育施設を次のとおり確認したので、同法第41条の規定により告示する。

令和3年4月2日

秋田市長 穂 積 志

- 教育・保育施設の種別、当該施設の名称および所在地ならびに当該特定教育・保育施設の設置者の名称

施設の種別	施設の名称	施設の所在地	設置者の名称
保育所	ナーサリー小鳥の木	秋田市八橋イサノ二丁目4番29号	社会福祉法人翼友会
認定こども園	認定こども園新屋幼稚園・ほいくえん	秋田市新屋扇町4番27号	学校法人横山学園
認定こども園	白百合いずみこども園	秋田市泉中央五丁目6番1号	社会福祉法人白百合保育園

- 1に掲げる施設等を確認した年月日

令和3年4月1日

秋田市告示第130号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第36条および第48条の規定に基づき、特定教育・保育施設および特定地域型保育事業者が次のとおり確認の辞退をしたので、同法第41条および第53条の規定により告示する。

令和3年4月2日

秋田市長 穂 積 志

- 教育・保育施設の種別、名称および所在地ならびに当該特定教育・保育施設の設置者の名称

施設の種別	施設の名称	施設の所在地	設置者の名称
保育所	あらやほいくえん	秋田市新屋扇町4番27号	学校法人横山学園
保育所	白百合いずみ保育園	秋田市泉中央五丁目6番1号	社会福祉法人白百合保育園

- 地域型保育事業の種別、当該事業所の名称および所在地なら

びに当該特定地域型保育事業者の名称

事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称
小規模保育事業	カナリヤベビー園	秋田市千秋北の丸5番64号	有限会社又井学園
小規模保育事業	ナーサリースクール小鳥の木	秋田市山王三丁目4番1号	有限会社ライフサービス秋田

- 3 1 および2に掲げる事業所が確認の辞退をした年月日
令和3年3月31日

秋田市告示第131号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の2の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等を次のとおり確認したので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和3年4月2日

秋田市長 穂 積 志

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称、特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所（以下「施設等」という。）の名称および所在地、子ども・子育て支援施設等の種類ならびに特定子ども・子育て支援施設等である預かり保育事業にあっては子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の18第3項を満たしているか否か（以下「基準」という。）の別

特定子ども・子育て支援提供者の名称	施設等の名称	施設等の所在地	子ども・子育て支援施設等の種類	基準の別
学校法人横山学園	認定こども園新屋幼稚園・ほいくえん	秋田市新屋扇町4番27号	預かり保育事業、一時預かり事業	満たしている
社会福祉法人白百合保育園	白百合いずみこども園	秋田市泉中央五丁目6番1号	預かり保育事業、一時預かり事業	満たしている
社会福祉法人翼友会	ナーサリー小鳥の木	秋田市八橋イサノ二丁目4番29号	一時預かり事業	対象外
学校法人加賀谷学園	飯島幼稚園	秋田市飯島鼠田三丁目2番75号	一時預かり事業	対象外
学校法人加賀谷学園	將軍野幼稚園	秋田市將軍野青山町11番18号	一時預かり事業	対象外
学校法人加賀谷学園	手形山幼稚園	秋田市手形山東町1番37号	一時預かり事業	対象外

- 2 1に掲げる特定子ども・子育て支援施設等を確認した年月日
令和3年4月1日

秋田市告示第132号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等が次のとおり確認の辞退をしたので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和3年4月2日

秋田市長 穂 積 志

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称、特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所（以下「施設等」という。）の名称および所在地ならびに子ども・子育て支援施設等の種類

特定子ども・子育て支援提供者の名称	施設等の名称	施設等の所在地	子ども・子育て支援施設等の種類
学校法人横山学園	新屋幼稚園	秋田市新屋扇町4番27号	幼稚園、預かり保育事業、一時預かり事業
学校法人横山学園	あらやほいくえん	秋田市新屋扇町4番27号	一時預かり事業
社会福祉法人白百合保育園	白百合いずみ保育園	秋田市泉中央五丁目6番1号	一時預かり事業
有限会社又井学園	カナリヤ保育園	秋田市千秋北の丸5番64号	認可外保育施設
医療法人連忠会	あおぞら保育園	秋田市土崎港中央一丁目21番30号	認可外保育施設
学校法人加賀谷学園	飯島幼稚園	秋田市飯島鼠田三丁目2番75号	認可外保育施設
学校法人加賀谷学園	將軍野幼稚園	秋田市將軍野青山町11番18号	認可外保育施設
学校法人加賀谷学園	手形山幼稚園	秋田市手形山東町1番37号	認可外保育施設

- 2 1に掲げる特定子ども・子育て支援施設等が確認の辞退をした年月日

令和3年3月31日

秋田市告示第133号

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和3年4月5日

秋田市長 穂 積 志

- 公の施設の名称
秋田市まちなか観光案内所
- 指定管理者
公益財団法人秋田観光コンベンション協会
- 指定管理者の指定年月日
令和3年3月22日
- 変更があった事項およびその内容
指定管理者の住所
変更前 秋田市大町二丁目2番12号
変更後 秋田市大町一丁目2番37号

- 5 変更年月日
令和3年4月1日
- 6 変更理由
事務所移転による

秋田市告示第134号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第78条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第78条の11の規定により告示する。

令和3年4月6日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
株式会社太陽産業	コンパスクォーク山王	秋田市山王沼田町11番6号	令和3年4月1日	通所介護
株式会社スターズ	デイサービスえん	秋田市横森一丁目20番20号	令和3年4月1日	地域密着型通所介護
社会福祉法人秋田けやき会	地域密着型特別養護老人ホームふらっとけやき	秋田市御所野下堤五丁目1番8号	令和3年4月1日	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

秋田市告示第135号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項および第82条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者および指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条、第78条の11および第85条の規定により告示する。

令和3年4月6日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類
社会福祉法人秋田聖徳会	秋田聖徳会旭南デイサービスセンター	秋田市旭南一丁目8番12号	令和3年3月31日	通所介護
株式会社ミライクス	イープラス	秋田市横森一丁目20番20号	令和3年3月31日	地域密着型通所介護
社会福祉法人賛成福祉会	山盛苑指定居宅介護支援事業所	秋田市太平山谷字中山谷227番地2	令和3年3月31日	居宅介護支援
社会福祉法人幸泉会	やまゆり居宅介護支援事業所	秋田市飯島川端一丁目2番5号	令和3年3月31日	居宅介護支援

秋田市告示第136号

次の後期高齢者医療保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保

に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年4月6日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類

令和2年度後期高齢者医療保険料納入通知書

秋田市告示第137号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師の指定辞退があったので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

令和3年4月8日

秋田市長 穂 積 志

医師氏名	医療機関名	辞退する障害分野	辞退年月日および辞退理由
羽尾清貴	秋田県立循環器・脳脊髄センター	心臓機能障害	令和3年4月1日 県外勤務のため

秋田市告示第138号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和3年4月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
中野上町内会
- 2 認可年月日
平成22年9月9日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 柏谷武嗣
秋田市下新城中野字琵琶沼397番地
変更後 中川将
秋田市下新城中野字街道端西48番地
- 4 変更年月日
令和3年4月3日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第139号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和3年4月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
秋田市広面東町内会
- 2 認可年月日

平成9年12月2日

3 変更があった事項およびその内容
 代表者の氏名および住所
 変更前 一 関 進
 秋田市広面字樋ノ下27番地2
 変更後 猪 股 幹 夫
 秋田市広面字樋ノ下19番地2

4 変更年月日
 令和3年4月3日

5 変更の理由
 役員改選による

秋田市告示第140号

次の担保権設定等財産の差押通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき公示送達する。

なお、当該担保権設定等財産の差押通知書は、企画財政部特別滞納整理課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年4月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
 住所 東京都渋谷区恵比寿一丁目8番1号
 氏名 株式会社興拓
- 2 送達する書類
 担保権設定等財産の差押通知書 1通

秋田市告示第141号

令和3年4月20日市議会議事堂に秋田市議会臨時会を招集する。
 令和3年4月14日

秋田市長 穂 積 志

付議事件

- 1 秋田市市税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
- 2 秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
- 3 令和3年度秋田市一般会計補正予算（第2号）の件

秋田市告示第142号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和3年4月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
 - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車

- 等放置規制区域 1台
 - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台
- (2) 撤去し、保管した年月日
 令和3年3月24日から同月27日まで
- (3) 返還を行う時間および場所
 - ア 時間 午前10時から午後7時まで
 - イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）

秋田市自転車等保管所

- (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
 令和3年4月14日から同年10月14日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

- 3 所有権の帰属
 この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。
- 4 問合せ先
 秋田市山王一丁目1番1号
 秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766
 秋田市東通仲町4番3号
 秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第143号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年4月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
 別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
 令和2年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第144号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げるものについては、それぞれ当該左欄に掲げる課所室に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

令和3年4月19日

秋田市長 穂 積 志

課所室名	委任事務
健康管理課	入札保証金の収納に関する事務

秋田市告示第145号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定

により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和3年4月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
仁井田学園町町内会
- 2 認可年月日
平成10年4月27日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 安 藤 強
秋田市仁井田本町四丁目11番19号
変更後 後 藤 克 己
秋田市仁井田本町四丁目9番21号
- 4 変更年月日
令和3年3月14日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第146号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和3年4月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
千秋の丘松崎団地町内会
- 2 認可年月日
平成13年12月11日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 丸 子 勝
秋田市下北手松崎字大巻26番地34
変更後 村 岡 和 芳
秋田市下北手松崎字大巻26番地223
- 4 変更年月日
令和3年4月4日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第147号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和3年4月19日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
館越町内会
- 2 認可年月日
平成15年7月10日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 嵯 峨 恭 栄
秋田市太平黒沢字館越64番地
変更後 佐々木 隆太郎
秋田市太平黒沢字蛭田13番地
- 4 変更年月日
令和3年3月24日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第148号

令和3年4月20日の「令和3年4月秋田市議会臨時会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和3年4月21日

秋田市長 穂 積 志

令和3年度秋田市一般会計補正予算（第2号）

令和3年度秋田市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ204,880千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140,820,274千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 国庫支出金		千円 25,906,817	千円 204,880	千円 26,111,697
	2 国庫補助金	5,687,997	204,880	5,892,877
歳 入 合 計		140,615,394	204,880	140,820,274

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		千円 52,809,543	千円 204,880	千円 53,014,423
	2 児童福祉費	19,337,433	204,880	19,542,313
歳 出 合 計		140,615,394	204,880	140,820,274

秋田市告示第149号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年4月22日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 通知年度、賦課年度および期別別紙（省略）のとおり

仁井田東町町内会

- 認可年月日
平成22年12月28日
- 変更があった事項およびその内容
 - 主たる事務所
変更前 秋田市仁井田福島一丁目13番53号
変更後 秋田市仁井田二ツ屋二丁目4番8号
 - 代表者の氏名および住所
変更前 田 近 誠 毅
秋田市仁井田福島一丁目12番11号
変更後 池 田 清
秋田市仁井田二ツ屋二丁目4番8号
- 変更年月日
令和3年4月17日
- 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第150号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和3年4月22日

秋田市長 穂 積 志

- 変更があった認可地縁団体の名称
大住町内会
- 認可年月日
平成8年6月26日
- 変更があった事項およびその内容
変更年月日ならびに代表者の氏名および住所

変更年月日	変更後	変更前
平成31年 4月13日	荻原修一 秋田市大住四丁目9番15号	佐藤要 秋田市大住四丁目12番37号
令和3年 4月11日	今野三男 秋田市大住三丁目16番23号	荻原修一 秋田市大住四丁目9番15号

- 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第152号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および変更したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3年4月23日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
地域密着型特別養護老人ホームふらっとけやき	秋田市御所野下堤五丁目1番8号	令和3年4月1日
デイサービスえん	秋田市横森一丁目20番20号	令和3年4月1日
コンパスウォーク山王	秋田市山王沼田町11番6号	令和3年4月1日

2 変更

事業所名称	所在地	変更年月日
やさしい手秋田	旧 秋田市川尻総社町7番1号	令和2年11月24日
	新 秋田市川元むつみ町7番13号	

秋田市告示第151号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和3年4月22日

秋田市長 穂 積 志

- 変更があった認可地縁団体の名称

やさしい手	旧	秋田市新屋表町4番3号	令和3年
秋田ももさだ	新	秋田市川元むつみ町7番13号	4月1日

秋田市告示第153号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定、再開および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3年4月23日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
神眼科クリニック	秋田市広面字近藤堰越4番地1	令和3年2月1日

2 再開

事業所名称	所在地	再開年月日
新田医院	秋田市泉一ノ坪26番23号	令和3年4月1日

3 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
神眼科クリニック	秋田市広面字近藤堰越4番地1	令和3年1月31日
社会医療法人明和会港北中通診療所	秋田市土崎港北六丁目1番5号	令和3年3月31日

秋田市告示第154号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3年4月23日

秋田市長 穂 積 志

氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
中林 俊也	こころも治療院 秋田	秋田市東通仲町5番31号 サンロイヤル村上1F	令和3年4月12日

秋田市告示第155号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和3年4月26日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域変更および供用開始の区間

道路の種類	旧新	路線名	起 点 終 点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市 道	旧	泉ハイタウン1号線	秋田市外旭川字大畑28番5地先 秋田市泉菅野一丁目53番259地先	65.00	10.00
	新	泉ハイタウン1号線	秋田市外旭川字大畑28番5地先 秋田市泉菅野一丁目53番259地先	80.00	6.09

2 区域変更および供用開始の期日

令和3年4月26日

3 縦覧期間

令和3年4月26日から同年5月19日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第156号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和3年4月26日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：脳神経外科に関する医療

指定番号	医療機関の名称	所在地	開設者名	指定年月日
44	あをによしリハビリ脳神経外科クリニック	秋田市土崎港相染町字沼端77番地33	吉 岡 正太郎	令和3年5月1日

秋田市告示第157号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和3年4月26日

秋田市長 穂 積 志

1 変更があった認可地縁団体の名称

松ヶ丘町内会

2 認可年月日

平成11年3月25日

3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名および住所

変更前 白石 光 弘

秋田市寺内蛭根二丁目4番19号

変更後 石川 鈿 美

秋田市寺内蛭根二丁目8番43号

4 変更年月日

令和3年4月18日

- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第158号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和3年4月28日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関の名称	所在地	開設者名	指 定 年月日
242	アイランド薬局広面店	秋田市広面字近藤堰越31番地4	株式会社ライフファーマ 代表取締役 山口文夫	令和3年5月1日

秋田市告示第159号

令和3年5月11日市議会議事堂に秋田市議会臨時会を招集する。
令和3年4月30日

秋田市長 穂 積 志

付議事件

- 1 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件
- 2 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する件
- 3 秋田市教育委員会委員の任命について同意を求める件
- 4 秋田市公平委員会委員の選任について同意を求める件
- 5 秋田市監査委員の選任について同意を求める件
- 6 秋田市監査委員の選任について同意を求める件
- 7 秋田市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件
- 8 秋田市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件
- 9 秋田市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件
- 10 秋田市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件

秋田市告示第160号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和3年4月30日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
若松町町内会
- 2 認可年月日
平成25年3月1日
- 3 変更があった事項およびその内容

区域

変更前

本会の区域は、秋田市土崎港北二丁目1番から25番までならびに同土崎港東四丁目4番2号、4番39号から58号までおよび5番から9番までの区域とする。ただし、土崎港北二丁目17番

は、次の別表に掲げる区域を除く。

(別表)

秋田市土崎港北二丁目17番

39号	48-3号	70号
45号	48-4号	
46号	51号	
47号	53号	
48号	55号	

変更後

本会の区域は、秋田市土崎港北二丁目1番から25番までならびに同土崎港東四丁目4番2号、4番38-3号、4番39号から58号までおよび5番から9番までの区域とする。ただし、土崎港北二丁目17番および23番は、次の別表に掲げる区域を除く。

(別表)

1 秋田市土崎港北二丁目17番

39号	48号	55号
41号	48-3号	
45号	48-4号	
46号	51号	
47号	53号	

2 秋田市土崎港北二丁目23番

18号	20号
-----	-----

- 4 変更年月日
令和3年4月11日
- 5 変更の理由
規約内容の変更による

秋田市告示第161号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

令和3年4月30日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：訪問看護

指定番号	医療機関の名称	所在地	開設者名	更 新 年月日
2	ななかまどの街訪問看護ステーション	秋田市御所野堤台一丁目6番95号	有限会社エリアサポート秋田 代表取締役 阿部真	令和3年5月1日

秋田市告示第162号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和3年4月30日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関の名称	所在地	開設者名	指定年月日
243	元町薬局	秋田市御所野元町四丁目14番31号	株式会社至誠堂 下山薬局本店 代表取締役 下山 誠	令和3年 5月1日

教 委 告 示

秋田市教委告示第7号

令和3年4月8日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和3年4月6日

秋田市教育委員会

教育長 佐 藤 孝 哉

付議案件

令和3年度秋田市の教育について

秋田市教委告示第8号

令和3年4月14日午後4時秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会臨時会を招集する。

令和3年4月13日

秋田市教育委員会

教育長 佐 藤 孝 哉

付議案件

秋田市教育委員会人事異動に関する件

選 管 告 示

秋市選管告示第36号

令和3年4月4日執行の秋田市長選挙において当選した者の住所および氏名は次のとおりであるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第101条の3第2項の規定により告示する。

令和3年4月5日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

住所 秋田市新屋日吉町31番7号

氏名 穂 積 志

秋市選管告示第37号

令和3年4月4日執行の秋田市議会議員補欠選挙において当選した者の住所および氏名は次のとおりであるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第101条の3第2項の規定により告示する。

令和3年4月5日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

住所 秋田市南通築地15番16号

氏名 山 崎 宗 雄

農 委 告 示

秋田市農委告示第4号

令和3年4月19日午後2時河辺市民サービスセンター地域文化ホールに秋田市農業委員会総会を招集する。

令和3年4月12日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 3 農用地利用集積計画（令和3年度第1号）に関する件
- 4 令和3年度主要事業計画に関する件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第5号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第4号の規定により告示する。

令和3年4月7日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

事業者名	代表者	所在地	廃止年月日
株式会社ユア テック秋田営業 所	飯 沢 徹	秋田市川尻町 字大川反233 番地9	令和3年 3月31日

秋田市上下水道局告示第6号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき秋田市指定排水設備工事事業者の廃止を行ったので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

令和3年4月7日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

業者名	代表者	所在地	廃止年月日
株式会社ユア テック秋田営業 所	飯 沢 徹	秋田市川尻町 字大川反233 番地9	令和3年 3月31日

秋田市上下水道局告示第7号

次の納入通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第4項の規定によりその例によることとされる地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、上下水道局お客様センターに保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年4月23日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

- 1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名
住所

秋田市下新城中野字街道端西241番地184 フェアステージ新城103号

氏名

佐藤 勇 雅

2 送達する書類

下水道使用料納入通知書

公 告

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき実施する令和3年度のジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、H i b感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B型肝炎、ロタウイルス感染症、インフルエンザおよび高齢者の肺炎球菌感染症の定期予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項および第5条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年4月1日

秋田市長 穂 積 志

1 予防接種の種類、対象者の範囲および接種の方法と回数

予防接種の種類	対象者の範囲	接種の方法と回数
ジフテリア 百日せき 急性灰白髄炎 破傷風 第1期	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	(1) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎および破傷風について同時に行う場合は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン(四種混合ワクチン)を使用し、初回接種については20日以上の間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上の間隔をおいて1回、それぞれ皮下に注射するものとし、接種量は毎回0.5ミリリットルとする。 (2) ジフテリア、百日せきおよび破傷風について同時に行う第1期の予防接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（三種混合ワクチン）を使用し、20日以上の間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上の間隔をおいて1回、それぞれ皮下に注射するものとし、接種量は毎回0.5ミリリットルとする。 (3) 不活化ポリオワクチンの予防接種は、(1)と同じ接種

		方法および回数とする。
ジフテリア 破傷風 第2期	11歳以上13歳未満の者	沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.1ミリリットルとする。
麻しん 風しん 第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン又は乾燥弱毒生麻しんワクチンもしくは乾燥弱毒生風しんワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。
麻しん 風しん 第2期	5歳以上7歳未満の者（小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者）	乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン又は乾燥弱毒生麻しんワクチンもしくは乾燥弱毒生風しんワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。
日本脳炎 第1期	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者	乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを、初回接種については6日以上の間隔をおいて2回接種し、追加接種については2回目の接種終了後6月以上の間隔をおいて1回皮下に注射する。接種量は毎回0.5ミリリットルとする（3歳未満の者にあつては、接種量を0.25ミリリットルとする。）。
日本脳炎 第2期	9歳以上13歳未満の者	乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。
結核 (B C G)	1歳に至るまでの間にある者	経皮接種用乾燥 B C G ワクチンを上腕外側の中央部に滴下し、管針により1回行うものとし、2箇接種とする。
H i b 感染症	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	(1) 生後2月から生後7月に至るまでに接種開始する場合（標準的接種方法） ア 初回接種については27日（医師が必要と認めた場合は20日）以上、標準的には27日から56日までの間隔をおいて3回接種。 2回目、3回目の接種は生後12月に至るまでに行うこととし、超えた場合は行わないこと（追加接種は接種可能。初回接種の最後の接種終了後27日以上、医師が必要と認めた場合は20日以上の間隔

		<p>をにおいて1回接種)。</p> <p>イ 追加接種は、初回接種の最後の接種終了後7月以上、標準的には13月までの間隔をにおいて1回接種すること。</p> <p>(2) 生後7月に至った日の翌日から生後12月に至るまでに接種開始する場合</p> <p>ア 初回接種については27日(医師が必要と認めた場合は20日)以上、標準的には27日から56日までの間隔をにおいて2回接種。2回目の接種は生後12月に至るまでに行うこととし、超えた場合は行わないこと(追加接種は接種可能。初回接種の最後の接種終了後27日以上、医師が必要と認めた場合は20日以上の間隔をにおいて1回接種)。</p> <p>イ 追加接種は初回接種の最後の接種終了後7月以上、標準的には13月までの間隔をにおいて1回接種すること。</p> <p>(3) 生後12月に至った日の翌日から生後60月に至るまでに接種開始する場合 接種は1回とする。</p> <p>(4) (1)から(3)までのワクチンは、いずれも乾燥ヘモフィルスb型ワクチンを使用し、接種量はそれぞれ毎回0.5ミリリットルとし皮下に注射する。</p>		<p>イ 追加接種は初回接種終了後60日以上の間隔をにおいて、生後12月に至った日以降に1回接種。標準的には生後15月に至るまでの間に行う。</p> <p>ウ アおよびイの接種回数は、計4回までとする。</p> <p>(2) 生後7月に至った日の翌日から生後12月に至るまでに接種開始する場合</p> <p>ア 初回接種は、標準的には生後12月までに27日以上の間隔で2回接種。ただし、初回2回目の接種は生後24月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと(追加接種は実施可能)。</p> <p>イ 追加接種は、生後12月に至った日以降に、初回接種終了後60日以上の間隔をにおいて、1回接種すること。</p> <p>ウ アおよびイの接種回数は、計3回までとする。</p> <p>(3) 生後12月に至った日の翌日から生後24月に至るまでに接種開始する場合 60日以上の間隔をにおいて2回までの接種とする。</p> <p>(4) 生後24月に至った日の翌日から生後60月に至るまでに接種開始する場合 1回までの接種とする。</p> <p>(5) (1)から(4)までのワクチンは、沈降13価肺炎球菌結合型ワクチンを使用し、接種量はそれぞれ毎回0.5ミリリットルとし、皮下に注射する。</p>
<p>小児の肺炎球菌感染症</p>	<p>生後2月から生後60月に至るまでの間にある者</p>	<p>(1) 生後2月から生後7月に至るまでに接種開始する場合(標準的接種方法)</p> <p>ア 初回接種は、標準的には生後12月までに27日以上の間隔で3回接種。ただし、初回2回目、3回目の接種は生後24月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと。また、初回2回目の接種は生後12月に至るまでに行うこととし、超えた場合は初回3回目の接種は行わないこと(追加接種は実施可能)。</p>	<p>ヒトパピローマウイルス感染症</p> <p>12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子</p>	<p>(1) 組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合は、1月の間隔をにおいて2回接種した後、初回1回目の接種から6月の間隔をにおいて1回行う。ただし、当該方法をとることができない場合は、1月以上の間隔をにおいて2回接種した後、1回目の接種から5月以上、かつ2回目の接種から2月半以上の間隔をにおいて1回行う。</p>

		<p>接種量は毎回0.5ミリリットルとし筋肉内に注射する。</p> <p>(2) 組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合は、2月の間隔をおいて2回行った後、初回1回目の接種から6月の間隔をおいて1回行う。ただし、当該方法をとることができない場合は、1月以上の間隔をおいて2回行った後、2回目の接種から3月以上の間隔をおいて1回行う。接種量は、毎回0.5ミリリットルとし、筋肉内に注射する。</p>			<p>の日常生活活動が極度に制限される程度の障がい（を有する者およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい（を有する者（身体障害者手帳1級所持者））</p>
水痘	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者	乾燥弱毒生水痘ワクチンを使用し、生後12月から生後15月に達するまでの期間を標準的な接種期間として、1回目の接種を行い、2回目は、3月以上、標準的には6月から12月までの間隔をおいて接種するものとする。接種量は、毎回0.5ミリリットルとし、皮下に注射する。	高齢者の肺炎球菌感染症	<p>(1) 65歳の者</p> <p>(2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者（身体障害者手帳1級所持者）</p>	<p>高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種は、23価肺炎球菌多糖ポリサッカライドワクチンを1回、筋肉内又は皮下に注射するものとし、接種量は、0.5ミリリットルとする。</p>
B型肝炎	1歳に至るまでの間にある者	組換え沈降B型肝炎ワクチンを27日以上の間隔をおいて2回皮下に注射した後、第1回目の注射から139日以上の間隔をおいて1回皮下に注射するものとし、摂取量は、毎回0.25ミリリットルとする。			
ロタウイルス感染症	<p>(1) 1価 出生6週0日後から出生24週0日後までの間にある者</p> <p>(2) 5価 出生6週0日後から出生32週0日後までの間にある者</p>	<p>経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンを27日以上の間隔をおいて2回経口投与するものとし、接種量は毎回1.5ミリリットルとするか、又は5価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを27日以上の間隔をおいて3回経口投与するものとし、接種量は毎回2ミリリットルとする。</p>			
インフルエンザ	<p>(1) 65歳以上の者</p> <p>(2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の</p>	インフルエンザの定期予防接種はインフルエンザHAワクチンを毎年度1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。			

2 予防接種を実施する期日等

(1) 期日

ア インフルエンザ

令和3年10月1日から令和4年2月28日までの間で各受託医療機関が定める実施日

イ ア以外の予防接種

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間で各受託医療機関が定める実施日

(2) 医師および場所

別表（省略）のとおり

3 予防接種の対象者から除かれる者

<p>(1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められる者</p> <p>(2) 明らかな発熱を呈している者</p> <p>(3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者</p> <p>(4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者</p> <p>(5) 麻しんおよび風しんに係る予防接種にあっては、妊娠していることが明らかな者</p> <p>(6) 結核に係る予防接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者</p> <p>(7) B型肝炎に係る予防接種の対象者にあつては、HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であつて、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者</p> <p>(8) ロタウイルス感染症に係る予防接種の対象者にあつては、腸重積症の既往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者（その治療が完了した者を除く。）又は重症複合免疫不全症の所見が認められる者</p> <p>(9) インフルエンザの予防接種にあつては、インフルエンザ予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことが明らかな者ならびにインフルエンザの予防接種で、接種後2日以内に発熱および全身性発疹等のアレルギーを疑う病状を呈したことがある者</p> <p>(10) 高齢者の肺炎球菌感染症に係る予防接種の対象者にあつては、すでに23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを1回以上接種したことがある者</p> <p>(11) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者</p> <p>4 予防接種を受けるに際して医師と相談が必要な者</p> <p>(1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患および発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者</p> <p>(2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者および全身性発疹等アレルギーを疑う症状を呈したことがある者</p> <p>(3) 過去にけいれんの既往のある者</p> <p>(4) 過去に免疫不全の診断がなされている者および近親者に先天性免疫不全症の者がいる者</p> <p>(5) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者</p> <p>(6) 結核の予防接種にあつては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者</p> <p>5 各予防接種における個別の留意事項</p> <p>(1) 日本脳炎</p> <p>ア 予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号。以下「実施規則」という。）附則第4条の規定に基づく特例の対象者は、平成19年4月2日から平成21年10月1日までに生まれた者であつて、平成22年3月31日までに日本脳炎の第1期の予防接種が終了していない者（生後6月から90月まで、又は9歳以上13歳未満にある者）とする。</p> <p>イ 実施規則附則第4条第1項関係</p> <p>残り2回の日本脳炎の予防接種を行う場合は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、6日以上の間隔をおいて2回接種する。第2期接種は、第1期終了後6日以上の間隔をおくこと。</p> <p>ロ 実施規則附則第4条第1項関係</p> <p>残り1回の日本脳炎の予防接種を行う場合は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、1回接種すること。なお、すでに接種済みの2回と今回の接種間隔については、6日以上の間隔をおくこと。</p>	<p>イ 実施規則附則第5条の規定に基づく特例の対象者は、平成7年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者であつて、20歳未満にある者（平成17年5月30日の積極的勧奨の差し控えによって第1期、第2期の接種が行われていない可能性がある者）とする。</p> <p>ロ 実施規則附則第5条第1項関係</p> <p>残り3回の予防接種を行う場合（第1期の初回接種を1回受けた者）は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより6日以上の間隔をおいて残り2回の第1期接種を行うこととし、第2期接種は、9歳以上の者に対して、第1期終了後6日以上の間隔をおいて行う。</p> <p>ハ 実施規則附則第5条第1項関係</p> <p>残り2回の予防接種を行う場合（第1期初回接種が終了した者）は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより6日以上の間隔をおいて第1期追加接種を行うこととし、第2期接種は、9歳以上の者に対して、第1期終了後6日以上の間隔をおいて行う。</p> <p>ニ 実施規則附則第5条第1項関係</p> <p>残り1回の予防接種を行う場合（第1期の予防接種が終了した者）は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより第2期接種として、9歳以上の者に対し、第1期終了後6日以上の間隔をおいて行う。</p> <p>ホ 実施規則附則第5条第2項から第5項まで関係</p> <p>予防接種は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより第1期の初回接種として6日以上、標準的には6日から28日までの間隔をおいて2回、追加接種については初回接種後6日以上、標準的にはおおむね1年を経過した時期に1回接種する。第2期接種は、9歳以上の者に対して第1期終了後、6日以上の間隔をおいて1回接種する。</p> <p>(2) ヒトパピローマウイルス感染症</p> <p>ヒトパピローマウイルス感染症の定期予防接種の対応については、当面の間、「ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応について（勧告）」（平成25年6月14日付健発0614第1号厚生労働省健康局長通知）のとおりとする。</p> <p>次に掲げる者については、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に広範な疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状が発生する可能性があるため、予診に当たっては、これらの者の接種について慎重な判断が行われるよう留意すること。</p> <p>ア 外傷等を契機として、原因不明の疼痛が続いたことがある者</p> <p>イ 他のワクチンを含めて以前にワクチンを接種した際に激しい疼痛や四肢のしびれが生じたことのある者</p> <p>(3) 水痘</p> <p>平成26年10月1日より前の接種の取扱い</p> <p>ア 平成26年10月1日より前に、生後12月以降に3月以上の間隔をおいて、乾燥弱毒生水痘ワクチンを2回接種した生</p>
--	--

後12月から生後36月に至るまでの間にある者は、当該予防接種を定期接種として受けることはできない。

イ 平成26年10月1日より前に、生後12月以降に乾燥弱毒生水痘ワクチンを1回接種した者は、すでに当該定期接種を1回受けたものとみなすこと。

ウ 平成26年10月1日より前に、生後12月以降に3月未満の期間内に2回以上乾燥弱毒生水痘ワクチンを接種した者は、すでに当該定期接種を1回受けたものとみなすこと。この場合においては、生後12月以降の初めての接種から3月以上の間隔をおいて1回の接種を行うこと。

(4) ロタウイルス感染症

ア 出生15週0日後以降の初回接種については安全性が確立されておらず、出生14週6日後までに初回接種を完了させることが望ましい。このため、定期接種の周知に当たっては、その旨を伝えること。

イ 出生15週0日後以降に初回接種を行う場合、上記について十分に説明を行い、同意を得られた場合に接種すること。

ウ ワクチン接種後に間欠的な啼泣や不機嫌、血便、嘔吐等腸重積症を疑う症状が被接種者にみられる場合は、速やかに医師の診察を受けさせるよう、接種時に保護者に対して説明すること。

(5) 高齢者の肺炎球菌感染症

平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間は、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者に加え、接種の対象者とする。

5 予防接種料金

(1) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、H i b感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B型肝炎、ロタウイルス感染症の各定期の予防接種

無料

(2) インフルエンザ

各医療機関が設定する接種料金から委託料2,603円を上限とし差し引いた額、非課税世帯に属する者は委託料3,203円を上限とし差し引いた額とする。

ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付を受けている者は無料とする。

(3) 高齢者の肺炎球菌感染症の定期の予防接種

各医療機関が設定する接種料金から委託料5,229円を上限とし差し引いた額、非課税世帯に属する者は各医療機関が設定する接種料金から6,229円を上限とし差し引いた額とする。

ただし、生活保護法に基づく保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている者は無料とする。

秋田市公告

秋田市が設置している自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

令和3年4月1日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数（81台）

ア 追分駅前自転車等駐車場 19台

イ 土崎図書館前自転車等駐車場 10台

ウ 土崎駅前自転車等駐車場 17台

エ 土崎駅東西歩道橋下自転車等駐車場 11台

オ 新屋駅前自転車等駐車場 6台

カ 四ツ小屋駅東自転車等駐車場 3台

キ 牛島駅西自転車等駐車場 7台

ク 牛島駅東自転車等駐車場 5台

ケ アトリオン広場地下自転車駐車場 3台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和3年3月23日

(3) 防犯登録番号等

別紙（省略）のとおり

(4) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前9時から午後5時まで

イ 場所 秋田市が指定する各自自転車等駐車場

(5) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和3年4月1日から同年10月1日まで（ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 自転車等の処分

この公告に係る自転車等で、公告後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについては、本市で処分する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和3年3月22日付け秋田市指令第2423号で許可した開発行為について、次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和3年4月13日

秋田市長 穂 積 志

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

秋田市仁井田字大野257番7

2 開発許可を受けたものの住所および氏名

秋田市仁井田新田二丁目6番30号 エルブスガーデンII202 赤井謙太

秋田市仁井田新田二丁目6番30号 エルブスガーデンII202 赤井梨加

秋田市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第58条第1項の規定による秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理審議会の委員の選挙期日を令和3年7月18日と定めたので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定により、公告する。

なお、この選挙について同令第20条の規定により作成する選挙人名簿を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年4月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧期間
令和3年5月25日から同年6月7日まで
- 2 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで
- 3 縦覧場所
秋田市手形字山崎44番地3
秋田駅東地区土地区画整理事務所

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（令和3年度第1号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類
農用地利用集積計画書
- 2 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階
秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

次のとおり要件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和3年4月26日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

(1) 名 称	市有林素材販売1（間伐材）
(2) 仕 様 書 等	別紙（省略）のとおり
(3) 履 行 場 所	秋田市太平八田字大滝ノ沢17-2 （大畑林道沿い）
(4) 最低入札価格	2,189,000円（税抜き）
(5) 入 札 要 件	① 秋田市内に事業所（本店・支店・営業所等）を有すること。 ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 ③ 国、県および市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 ④ 租税に滞納がないこと。 ⑤ 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集团的に、もしくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体の構成員又は当該団体と密接な関係を有する者であると認められないこと。 ⑥ 契約期限までの契約締結および市内製材所等との販売協定による素材売払いが可能であること。 ⑦ 過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類

	および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。
(6) 受 付	
日 時	令和3年5月10日（月） 午前9時～午前9時50分
場 所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所5階 会議室5-A
(7) 入 札	
日 時	令和3年5月10日（月） 午前10時
場 所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所5階 会議室5-A
入札保証金	免除
(8) 契 約 日	令和3年5月14日（金）（予定）

2 入札無効に関する事項

- (1) 郵便による入札は認めないものとする。
- (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

3 注意事項

(1) 受付について

- ア 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」といいます。）を受付時に提出してください。
- イ 業務履行実績調書（様式3（省略））ならびに記載した業務の契約書および内容のわかる書類の写し
- ロ 完納証明書（市税に未納がない納税証明書で、令和3年3月1日以降に発行されたもの）（写し可）
ただし、新型コロナウイルス感染症の影響等により納税等の猶予を受けている場合は、そのことを確認できる書類（納税証明書又は徴収猶予許可通知書等）（写し可）
- ハ 登記簿謄本（写し可）※申込日から3か月以内に発行されたもの
- ニ 誓約書（様式4（省略））
- ホ アのイおよびロの様式については、秋田市ホームページから入手してください。

(2) 入札について

- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加してください。
- イ 当日は市有林素材販売の入札を2件行います。受付の時刻まで、遅れずにお越しください。
- ウ 入札書には、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を記載してください。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）をもって契約金額とします。
- エ 予定価格以上の価格で申込みをした方のうち、最高の価格をもって入札した方を落札者とします。
- オ 入札執行回数は、2回を限度とします。
- カ 代表者が入札行為の権限を代理人に委任するときは、委任状を入札時に提出してください。
なお、入札書には代理人の印を押印してください。

4 その他

- (1) 業務履行実績調書等の作成に係る費用は、申請者の負担とします。
- (2) 提出された業務履行実績調書等は、返却しません。
- (3) 業務履行実績調書等に関する問合せ先
秋田市産業振興部産業企画課 総務企画担当
電話 018-888-5722
- (4) 仕様書等の内容に関する問合せ先
秋田市産業振興部農地森林整備課 森林整備担当
電話 018-888-5739

秋田市公告

次のとおり要件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和3年4月26日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

(1) 名 称	市有林素材販売2（間伐材）
(2) 仕 様 書 等	別紙（省略）のとおり
(3) 履 行 場 所	秋田市太平山谷字下野地内（土場）
(4) 最低入札価格	6,763,000円（税抜き）
(5) 入 札 要 件	<ul style="list-style-type: none"> ① 秋田市内に事業所（本店・支店・営業所等）を有すること。 ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 ③ 国、県および市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 ④ 租税に滞納がないこと。 ⑤ 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集团的に、もしくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体の構成員又は当該団体と密接な関係を有する者であると認められないこと。 ⑥ 契約期限までの契約締結および市内製材所等との販売協定による素材売払いが可能であること。 ⑦ 過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。
(6) 受 付	
日 時	令和3年5月10日（月） 午前9時～午前9時50分
場 所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所5階 会議室5-A
(7) 入 札	
日 時	令和3年5月10日（月） 午前10時
場 所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所5階 会議室5-A
入札保証金	免除
(8) 契 約 日	令和3年5月14日（金）（予定）

- 2 入札無効に関する事項
 - (1) 郵便による入札は認めないものとする。
 - (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得に記載した事項に違反した入札は、無効とする。
- 3 注意事項
 - (1) 受付について
 - ア 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」といいます。）を受付時に提出してください。
 - イ 業務履行実績調書（様式3（省略））ならびに記載した業務の契約書および内容のわかる書類の写し
 - ロ 完納証明書（市税に未納がない納税証明書で、令和3年3月1日以降に発行されたもの）（写し可）
ただし、新型コロナウイルス感染症の影響等により納税等の猶予を受けている場合は、そのことを確認できる書類（納税証明書又は徴収猶予許可通知書等）（写し可）
 - ハ 登記簿謄本（写し可）※申込日から3か月以内に発行されたもの
 - ニ 誓約書（様式4（省略））
 - ホ アのイおよびロの様式については、秋田市ホームページから入手してください。
 - (2) 入札について
 - ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加してください。
 - イ 当日は市有林素材販売の入札を2件行います。受付の時刻まで、遅れずにお越しください。
 - ウ 入札書には、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を記載してください。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）をもって契約金額とします。
 - エ 予定価格以上の価格で申込みをした方のうち、最高の価格をもって入札した方を落札者とします。
 - オ 入札執行回数は、2回を限度とします。
 - カ 代表者が入札行為の権限を代理人に委任するときは、委任状を入札時に提出してください。
なお、入札書には代理人の印を押印してください。
- 4 その他
 - (1) 業務履行実績調書等の作成に係る費用は、申請者の負担とします。
 - (2) 提出された業務履行実績調書等は、返却しません。
 - (3) 業務履行実績調書等に関する問合せ先
秋田市産業振興部産業企画課 総務企画担当
電話 018-888-5722
 - (4) 仕様書等の内容に関する問合せ先
秋田市産業振興部農地森林整備課 森林整備担当
電話 018-888-5739

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため

配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べるができる。

令和3年4月26日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
イオン東北株式会社 代表取締役 辻 雅 信
秋田市土崎港北一丁目6番25号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称
マックスバリュ泉店
所在地
秋田市泉北一丁目11地内
- (3) 変更しようとする事項
ア 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時間及び閉店時刻
イオン東北株式会社
変更前
開店時刻 午前8時
閉店時刻 午前2時
変更後
開店時刻 午前7時
閉店時刻 午前2時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前
午前7時30分から午前2時30分まで
変更後
午前6時30分から午前2時30分まで
- (4) 変更年月日
令和3年5月1日
- (5) 変更理由
来客者の利便性向上のため

2 届出年月日

令和3年4月19日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 縦覧場所
秋田市産業振興部商工貿易振興課
- (2) 縦覧期間
令和3年4月26日から同年8月26日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため

配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和3年4月26日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ア 名称
イオン東北株式会社
代表取締役 辻 雅 信
イ 住所
秋田市土崎港北一丁目6番25号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ア 名称
マックスバリュ泉店
イ 所在地
秋田市泉北一丁目11地内
- (3) 変更した事項
ア 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前
マックスバリュ東北株式会社
代表取締役 佐々木 智佳子
秋田市土崎港北一丁目6番25号
変更後
イオン東北株式会社
代表取締役 辻 雅 信
秋田市土崎港北一丁目6番25号
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更前
マックスバリュ東北株式会社
代表取締役 佐々木 智佳子
秋田市土崎港北一丁目6番25号
変更後
イオン東北株式会社
代表取締役 辻 雅 信
秋田市土崎港北一丁目6番25号

(4) 変更年月日

ア 令和2年3月1日

イ 令和2年3月1日

(5) 変更理由

大規模小売店舗を設置する者及び小売業を行う者の組織変更による

2 届出年月日

令和3年4月19日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 縦覧場所
秋田市産業振興部商工貿易振興課
- (2) 縦覧期間
令和3年4月26日から同年8月26日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
 - (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見を述べる理由

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第12条の4第1項の規定に基づき、次の区域を浄化槽処理促進区域と指定したので、同条第3項の規定により公告する。

令和3年4月1日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

1 浄化槽処理促進区域の位置および区域

秋田市公共下水道全体計画区域および秋田市農業集落排水施設条例（平成元年秋田市条例第15号）別表第1に規定する区域を除いた別紙（省略）に表示する区域

2 浄化槽処理促進区域の指定日

令和3年4月1日

